68　レジストであって、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板
⑴　半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、次のいずれかに該当するもの
ア　15ナノメートル以上245ナノメートル未満の波長の光で使用することができるように設計したポジ型レジスト
イ　１ナノメートル超15ナノメートル未満の波長の光で使用することができるように設計したレジスト
⑵　電子ビーム又はイオンビームで使用するために設計したレジストであって、0.01マイクロクーロン毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの
⑶　表面イメージング技術用に最適化したレジスト
⑷　66⑵に該当するインプリントリソグラフィ装置に使用するように設計又は最適化したレジストであって、熱可塑性又は光硬化性のもの
69　有機金属化合物又は有機化合物であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　アルミニウム、ガリウム又はインジウムの有機金属化合物であって、純度が99.999パーセントを超えるもの
⑵　リン、砒素又はアンチモンの有機化合物であって、純度が99.999パーセントを超えるもの
70　リン、砒素又はアンチモンの水素化物であって、純度が99.999パーセントを超えるもの（20モルパーセント以上の不活性ガス又は水素を含んだものを除く。）
71　炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板、インゴット、ブール又はその他のプリフォームであって、20度の温度における電気抵抗率が10,000オームセンチメートルを超えるもの
72　放射線による影響を防止するように設計した電子計算機若しくはその附属装置（民間航空機のために設計したものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
⑴　全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの
⑵　吸収線量がシリコン換算で１秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの
⑶　単事象障害によるエラー率が１日当たり１億分の１毎ビット未満となるように設計したもの
73　無線送信機又は無線受信機若しくはその附属品若しくは部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの（出力が1.0ワット以下のものを除く。）
ア　使用者によって拡散符号の書換えができるもの
イ　送信帯域幅が情報チャネルの帯域幅の100倍以上であり、かつ、50キロヘルツを超えるもの（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したものを除く。）
⑵　チャネルの数が1,000を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）であって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　チャネル切換え所要時間が１ミリ秒未満のもの
イ　電磁波スペクトラムを自動的に走査することができるもの
ウ　受信信号又は送信波の種類を特定することができるもの
74　73に該当するものの設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品
75　無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（４及び34に該当するものを除く。）
⑴　無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置
⑵　無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置
76　音波を利用した水中探知装置若しくはその部分品又はプログラムを内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体であって、次のいずれかに該当するもの（13（⑷を除く。）に該当するものを除く。）
⑴　水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの
ア　送信周波数が５キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が５キロヘルツ以上10キロヘルツ未満であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの
イ　動作周波数が10キロヘルツ以上24キロヘルツ以下であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの
ウ　動作周波数が24キロヘルツ超30キロヘルツ未満であって、音圧レベルが235デシベルを超えるもの
エ　動作周波数が100キロヘルツ未満であって、ビーム幅が１度未満の音響ビームを成形することができるもの
オ　計測距離が5,120メートルを超えるように設計したもの
カ　1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　水圧を補正することができる送受波器を有するもの
(ｲ)　チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信用素子以外の送受信用素子を組み込んだ送受波器を有するもの
⑵　水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであって、次のアからウまでの全てに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの
ア　対象を探知することができる距離が530メートルを超えるもの
イ　当該装置から530メートル以内の距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の２乗平均平方根が15メートル未満のもの
ウ　送信パルスの帯域幅が３キロヘルツを超えるもの
⑶　ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの
ア　可撓性を有するセンサーを組み込んだもの
イ　可撓性を有し、直径又は長さが20ミリメートル未満であるセンサーを20ミリメートル未満の間隔で結合したものを組み込んだもの
ウ　次のいずれかの検出素子を有するもの
(ｱ)　光ファイバー
(ｲ)　圧電高分子膜（フッ化ビニリデン樹脂又はその共重合体を除く。）
(ｳ)　可撓性を有する圧電複合材料
(ｴ)　ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）
(ｵ)　ニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）
エ　加速度による影響を補正する機能を有するものであって、35メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
オ　1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
⑷　えい航ハイドロホンアレーであって、次のいずれかに該当するもの
ア　ハイドロホングループの間隔（隣接する２のハイドロホングループの中心間の距離をいう。）が12.5メートル未満のもの又は12.5メートル未満に変更できるもの
イ　35メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの又は改造できるもの
ウ　⑹に該当するヘディングセンサーを有するもの